

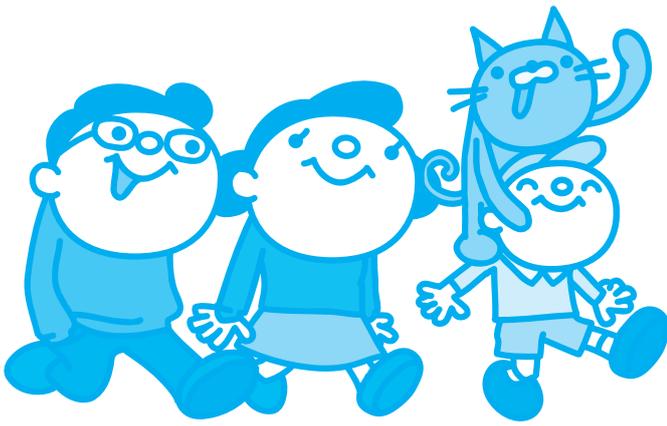
犬や猫・ペットの

フンの処理マナー

ペットのフンの後始末は
飼い主の最低限のマナーです。

生活のいやしや安らぎ・防犯のためにペットを飼う方が増えていますが、心ない一部の飼い主によって、周辺の方に迷惑が掛かっている場合があります。ペットとの楽しい生活のために、ルールとマナーを守りましょう。

〔環境政策課環境衛生係 44-3115〕



このような苦情が

あつを絶ちません…

「犬の散歩中に飼い主がフンを片づけない」「毎朝、家の前に犬のフンがあるけど、どこかの犬のものかわからない」「堤防沿いを散歩すると、犬のフンがあちこちにある」「花壇や畑の土を入れ替えたら、近所の猫がトイレ代わりにして、土も掘り返されてしまう」などの苦情が多数寄せられています。

ペットのフンが放置されて悪臭を放つたり、その後片付けをするのは気分が悪いものではありません。ペットが苦手な方もいます。周囲に迷惑を掛けず、地域で愛されるペットになるよう飼い主の責任を果たしましょう。

ペットのフンが困るのじゃね…

飼い主が分かる場合は、市環境政策課の職員が指導を行います。

また、啓発用の案内チラシや看板などを用意していますので、自治会長を通じてご相談ください。



啓発用看板

市民環境ネットワーク

環境衛生美化部会では…

毎月第2または、第3日曜日に、犬のフンの持ち帰りを啓発する早朝パトロールを行っています。

部会員のほり旗とごみ袋を持って啓発活動を行い、地域の環境美化に努めています。



部会員による
フンの持ち帰り啓発パトロール

犬や猫を捨てないで!

犬や猫などの愛護動物を捨てることは犯罪です。「動物の愛護及び管理に関する法律」により、50万円以下の罰金が科せられます。

家族の一員として最後まで飼い、やむを得ず手放さなければならない場合は、責任を持って新たな飼い主を見つけてください。



狂犬病予防注射済票の形が変わりました

小型犬でも装着しやすいよう、大きさとデザインが変わりました。「鑑札」と「注射済票」は、首輪などに付けておくことが法律で義務付けられています。



注射済票

